

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第4回会議配布資料	8
-----------------------------------	---

考えられる仕組み・検討課題
（諮問事項「二」関係）

第2 刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと

1 勾留質問・弁解録取・取調べの手続

考えられる仕組み

【検討項目(1)関係】

- ① 裁判所にいる裁判官が、留置施設等にいる被疑者・被告人に対して、映像・音声の送受信により勾留質問の手続を行うことができるものとする。
- ② 検察庁にいる検察官が、留置施設等にいる被疑者に対して、映像・音声の送受信により弁解録取の手続を行うことができるものとする。

【検討項目(2)関係】

- ③ 映像・音声の送受信又は対面により行われる取調べにおける供述を録取した調書を電子的方法により作成することができるものとし、その作成方法についての規律を設ける。
- ④ 刑事訴訟法第321条第1項第2号の「検察官の面前」に、映像・音声の送受信による場合を含むことを明示する規律を設ける。

〔検討課題〕

1 裁判所と留置施設等との間における映像・音声の送受信による勾留質問の手続に関する規律（考えられる仕組み①関係）

ア 刑事訴訟法第61条（同法第207条）に規定する陳述の聴取は、裁判所において対面で行うことが求められているか。

イ 裁判所にいる裁判官が留置施設等にいる被疑者・被告人に対して映像・音声の送受信により行う勾留質問の手続と、裁判所において裁判官が被疑者・被告人と対面して行う勾留質問の手続との間に、適正手続上の差異はあるか。

ウ 前記ア及びイに照らし、裁判所にいる裁判官が留置施設等にいる被疑者・被告人に対して映像・音声の送受信により勾留質問の手続を行うことができるものとするか。

エ 前記ア及びイに照らし、裁判所にいる裁判官が留置施設等にいる被疑者・被告人に対して映像・音声の送受信により勾留質問の手続を行うことについて、何らかの要件が必要となるか。

2 検察庁と留置施設等との間における映像・音声の送受信による弁解録取の手続に関する規律（考えられる仕組み②関係）

ア 刑事訴訟法第205条第1項に規定する弁解の機会の付与は、検察庁におい

て対面で行うことが求められているか。同法第203条第1項が「これを検察官に送致する手続をしなければならない」こととし、同法第205条第1項が「被疑者を受け取ったときは、弁解の機会を与え」ることとしている趣旨は何か。

イ 検察庁にいる検察官が留置施設等にいる被疑者に対して映像・音声の送受信により行う弁解録取の手続と、検察庁において検察官が被疑者と対面して行う弁解録取の手続との間に、適正手続上の差異はあるか。

ウ 前記ア及びイに照らし、検察庁にいる検察官が留置施設等にいる被疑者に対して映像・音声の送受信により弁解録取の手続を行うことについて、何らかの要件が必要となるか。

3 映像・音声の送受信又は対面による取調べの際の供述調書の電子的方法による作成に関する規律（考えられる仕組み③・④関係）

ア 刑事訴訟法第198条第4項が、「調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない」こととし、同条第5項が、「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる」こととしている趣旨は何か。

イ 電子的方法により供述調書を作成する場合、前記の趣旨に照らし、どのような規律を設けるか。

ウ 同法第321条第1項第2号の「検察官の面前」に、映像・音声の送受信による場合を含むことを明示するか。

2 被疑者・被告人との接見交通

考えられる仕組み

【検討項目(1)関係】

- ① 被疑者・被告人（以下「被疑者等」という。）と弁護士・弁護人となろうとする者（以下「弁護士等」という。）との接見
- ア 被疑者等と弁護士等との接見を映像・音声の送受信により行うことを
- 【A案】刑事訴訟法第39条第1項の「立会人なくして接見」として行うものと位置付ける。
- 【B案】同項によるものとは別の外部交通の方法として行うものと位置付ける。
- イ 被疑者等と弁護士等との接見について
- 【A案】映像・音声の送受信により行う場合についての規律を設ける。
- 【B案】法制上の措置を講じない。

【検討項目(2)関係】

- ② 被疑者等と弁護士等との書類の授受
- ア 被疑者等と弁護士等との書類の授受をオンラインにより行うことを
- 【A案】刑事訴訟法第39条第1項の「書類・・・の授受」として行うものと位置付ける。
- 【B案】同項によるものとは別の外部交通の方法として行うものと位置付ける。
- イ 被疑者等と弁護士等との書類の授受について
- 【A案】オンラインにより行う場合についての規律を設ける。
- 【B案】法制上の措置を講じない。

〔検討課題〕

1 被疑者等と弁護士等との接見（考えられる仕組み①関係）

- ア 刑事訴訟法第39条第1項の「立会人なくして接見」する権利として、映像・音声の送受信により行うものとするか、権利としての接見ではなく、それ以外の外部交通の方法として映像・音声の送受信により行うものと位置付けるか。
- イ 映像・音声の送受信により行う場合に、対面で行う場合と異なるどのような弊害が想定されるか。
- ウ 映像・音声の送受信により行う場合についての規律を設ける必要があるか。

2 被疑者等と弁護士等との書類の授受（考えられる仕組み②関係）

- ア 刑事訴訟法第39条第1項の「書類・・・の授受」をする権利として、オンラインにより行うものとするか、権利としての書類の授受ではなく、それ以外の外部交通の方法としてオンラインにより行うものと位置付けるか。
- イ オンラインにより行う場合に、紙媒体の書類で行う場合と異なるどのような弊害が想定されるか。
- ウ オンラインにより行う場合についての規律を設ける必要があるか。

3 その他

- ア 被疑者等と弁護人等以外の者との接見を映像・音声の送受信により行うことができるものとするか。
- イ 被疑者等と弁護人等以外の者との書類の授受をオンラインにより行うことができるものとするか。

3 裁判所の手続への出席・出頭

考えられる仕組み

【検討項目(1)関係】

- ① 裁判所は、検察官・弁護士・裁判長ではない裁判官を、公判前整理手続期日・期日間整理手続期日に、映像・音声の送受信により出頭・出席させることができるものとする。
- ② 裁判所は、被告人が公判前整理手続期日・期日間整理手続期日に出頭する場合又は被告人にそれらの期日への出頭を求める場合について、被告人を映像・音声の送受信により出頭させることができるものとする。

【検討項目(2)関係】

- ③ 裁判所は、被告人を、公判期日に、映像・音声の送受信により出頭させることができるものとし、この場合において、弁護士についても、映像・音声の送受信により出頭させることができるものとする。
- ④ 裁判所は、被害者参加人が刑事訴訟法第316条の34第1項の規定により公判期日に出席する場合について、被害者参加人を映像・音声の送受信により出席させることができるものとし、この場合において、被害者参加人の委託を受けた弁護士についても、映像・音声の送受信により出席させることができるものとする。

【検討項目(3)関係】

- ⑤ 裁判所は、裁判員等選任手続期日に裁判員候補者を呼び出す場合において、他の裁判所の構内その他の適当と認める場所に出頭させ、同期日の手続を映像・音声の送受信によりすることができるものとする。

〔検討課題〕

1 映像・音声の送受信による公判前整理手続期日等への出頭等に関する規律（考えられる仕組み①・②関係）

(1) 検察官・弁護士・裁判長ではない裁判官の出頭・出席

ア 現行法において、公判前整理手続期日・期日間整理手続期日に検察官又は弁護士が出頭しないときは、それらの期日の手続を行うことができない（刑事訴訟法第316条の7、第316条の28第2項）こととされている趣旨は何か。

イ 公判前整理手続期日・期日間整理手続期日が非公開で行われることとされている趣旨は何か。

ウ 前記の各趣旨に照らし、検察官・弁護士・裁判長ではない裁判官について、それぞれ、どのような要件を満たす場合に、どのような場所からであれば、

映像・音声の送受信により出頭・出席させることができるものとするか。

(2) 被告人の出頭

ア 現行法において、被告人が、公判前整理手続期日・期日間整理手続期日に出頭することができ（刑事訴訟法第316条の9第1項、第316条の28第2項）、裁判所が必要と認めるときは、被告人に対し、それらの期日に出頭することを求めることができる（同法第316条の9第2項、第316条の28第2項）こととされている趣旨は何か。

イ 前記の趣旨に照らし、被告人について、どのような要件を満たす場合に、どのような場所からであれば、映像・音声の送受信により出頭させることができるものとするか。

2 映像・音声の送受信による公判期日への出頭等に関する規律（考えられる仕組み③・④関係）

(1) 被告人・弁護人の出頭

ア 現行法において、軽微事件の場合を除き、被告人が公判期日に「出頭」しないときは開廷することができず（刑事訴訟法第286条）、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件については、弁護人の「出頭」・「在廷」も開廷の要件とされている（同法第289条）趣旨は何か。

イ 前記の趣旨に照らし、被告人・弁護人について、映像・音声の送受信により公判期日に出頭させることが許容されるか、許容されるとすると、それぞれ、どのような要件を満たす場合に、どのような場所からであれば、映像・音声の送受信により出頭させることができるものとするか。

(2) 被害者参加人・その委託を受けた弁護士の出席

ア 現行法において、被害者参加人・その委託を受けた弁護士が公判期日に出席する場合に、映像・音声の送受信によりすることが認められていない趣旨は何か。

イ 前記の趣旨に照らし、被害者参加人・その委託を受けた弁護士について、それぞれ、どのような要件を満たす場合に、どのような場所からであれば、映像・音声の送受信により出席させることができるものとするか。

3 映像・音声の送受信による裁判員等選任手続の実施に関する規律（考えられる仕組み⑤関係）

(1) 裁判員候補者の出頭

ア 現行法において、裁判員等選任手続は、その期日に裁判員候補者を呼び出してする（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第27条第1項）ことと

されている趣旨は何か。

イ 現行法において、裁判員等選任手続は公開しない（同法第33条第1項）こととされている趣旨は何か。

ウ 前記の各趣旨に照らし、裁判員候補者について、どのような要件を満たす場合に、どのような場所からであれば、映像・音声の送受信により出頭させることができるものとするか。

(2) 被告人の出席

ア 現行法において、裁判所が必要と認めるときは、裁判員等選任手続に被告人を出席させることができる（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第32条第2項）こととされている趣旨は何か。

イ 前記の趣旨に照らし、被告人を映像・音声の送受信により裁判員等選任手続に出席させることができるものとするか。

ウ 前記の趣旨に照らし、被告人について、どのような要件を満たす場合に、どのような場所からであれば、映像・音声の送受信により出席させることができるものとするか。

4 証人・鑑定人の尋問及び通訳等

考えられる仕組み

【検討項目(1)関係】

- ① 証人尋問を映像・音声の送受信により実施することができる場合として、
- ア 現行法と同様の映像・音声の送受信によることの必要性を示す要件を満たす場合
 - イ 当事者に異議がなく、裁判所が相当と認める場合
- を追加して規定する。

【検討項目(2)関係】

- ② 鑑定人尋問・通訳を映像・音声の送受信により実施することができる場合として、証人尋問よりも広い要件で実施することができるものとする規定を設ける。

〔検討課題〕

1 映像・音声の送受信による証人尋問ができる場合に関する規律（考えられる仕組み①関係）

(1) 映像・音声の送受信による証人尋問ができる場合の追加・拡大

ア 現行法において、映像・音声の送受信による証人尋問ができる場合が限定列挙されている（刑事訴訟法第157条の6第1項各号に掲げる者を証人として尋問する場合又は同条第2項各号に掲げる場合に限られる。）趣旨は何か。

イ 前記の趣旨に照らし、次の証人について、映像・音声の送受信により証人尋問を実施することができるものとするか、実施することができるものとする場合、その要件として、どのようなものを規定するか。

- ① 外国に所在する証人
- ② 専門家証人
- ③ 入院中の重症患者等裁判所への出頭が困難な証人
- ④ 刑事施設等に収容中の証人
- ⑤ ストーカー事件・DV事件・児童虐待事件の被害者である証人

ウ 「考えられる仕組み」①イの場合における裁判所による相当性の判断は、どのような点を考慮してどのようにして行われることとなるか。

(2) 証人の所在場所

ア 現行法上、証人尋問を映像・音声の送受信により実施する際の証人の所在場所が、公判が行われる裁判所又は他の裁判所の構内に限定されている（刑事訴訟法第157条の6第1項・第2項、刑事訴訟規則第107条の3）趣

旨は何か。

イ 映像・音声の送受信により証人尋問を実施する場合における証人の所在場所を、裁判所の構内に限定しないものとする場合において、前記の趣旨に照らし、どのような規律が必要となるか。

2 映像・音声の送受信による鑑定人尋問・通訳等ができる場合に関する規律（考えられる仕組み②関係）

(1) 鑑定人尋問

ア 鑑定人尋問を映像・音声の送受信により実施することについて、どのような要件を満たす場合に実施することができるものとするか。

イ その場合における鑑定人の所在場所について、どのような規律が必要となるか。

(2) 通訳

ア 通訳を映像・音声の送受信により実施することについて、どのような要件を満たす場合に実施することができるものとするか。

イ その場合における通訳人の所在場所について、どのような規律が必要となるか。

(3) 検証

- ・ 検証を映像・音声の送受信により実施することについて、何らかの法制上の措置をとる必要があるか。

5 公判審理の傍聴

考えられる仕組み

公判審理の傍聴について、

【A案】映像・音声の送受信により行うことができるものとする。

【B案】法制上の措置を講じない。

〔検討課題〕

1 公判審理の傍聴に関する規律

- ・ 公判審理の傍聴の在り方（公判審理の公開方法）は、何によって規律されているか。

2 必要性

- ・ どのような事件、どのような対象者について、どのような必要性があるか。

3 相当性

ア どのような弊害が想定され、これを防止するために実効性のある方策をとり得るか。

イ 他の裁判手続の公開の在り方と整合するか。